

## 平成28年度臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請期間について

支給対象者には、すでに申請書類を送付しています。申請期間を過ぎての受付は致しませんので、早めの申請をお願いします。

**支給要件**…平成28年度の市民税が課税されていない方

\*課税者に扶養されている方は対象外となります。

**支給額**

①臨時福祉給付金…対象者1人につき3千円

②年金生活者等支援臨時福祉給付金…対象者1人につき3万円

\*②については、障害基礎年金および遺族基礎年金を受給している方が対象になります。ただし平成28年4月～8月に同給付金(1人につき3万円)をすでに受給した方は対象外です。

**申請方法および期間**

▷郵送による申請…12月28日(水)まで(消印有効)

▷窓口での申請…12月28日(水)まで(受付9:00～17:00)

\*土曜・日曜日、祝日を除く

申請場所…市役所本庁3階 臨時福祉給付金窓口

\*金木・市浦各総合支所でも申請できます。

市ホームページでも臨時福祉給付金の内容を確認できます。

詳しくはお問い合わせください。

問…臨時福祉給付金窓口 TEL33-2125

## マイナンバー(個人番号)カードを申請しましょう

マイナンバー制度の運用開始から10カ月が経過し、当市の「マイナンバーカード」交付率は約7%という状況です。本人確認の際の身分証明書、各種行政手続、民間のオンライン取引等にも利用できますので、早めに申請をしましょう。

皆さんに配布されている「マイナンバー通知カード」に申請書が付いていますので、郵便で申請しましょう。他にも、スマートフォンや自宅のパソコンからでも申請できますのでご活用ください。

\*住所や名前など申請書の内容が変わった場合や、申請書を紛失した場合などは、新たに申請書を市民課から受け取る必要があります。詳しくはお問い合わせください。

問…市民課 内線2312

マイナンバー総合フリーダイヤル

TEL0120-95-0178

## 市民税・県民税の申告手続にはマイナンバーが必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、平成29年度以降の市民税・県民税等の申告手続には、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示が必要となります。

2月6日(月)から、平成29年度(平成28年分)の市民税・県民税の申告受付が始まります。

地区別の受付日時や場所、マイナンバー確認のためにお持ちいただく書類等の詳細は、広報1月号と同時配布される「平成29年度市民税・県民税申告のお知らせ」をご確認ください。

\*「平成29年度市民税・県民税申告のお知らせ」は、市ホームページにも掲載するほか、税務課や各総合支所窓口にも備え付けますのでご利用ください。

税務課 内線2225

金木総合支所総合窓口係 内線3114

市浦総合支所総合窓口係 内線4014

申告会場には、マイナンバーカードもしくは以下の本人確認書類をお持ちいただく必要がありますので、お忘れのないようお願いします。

**本人確認書類**(①②の両方が必要です)

①申告者ご本人のマイナンバーを確認できる書類

例)通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しのうちいずれか1つ

②記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類

例)運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・公的医療保険の被保険者証などのうちいずれか1つ

\*申告書には控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者のマイナンバーの記載も必要ですが、これらの方々はマイナンバーを確認できる書類のみ必要です。

\*ご本人が申告できない、やむを得ない事情がある場合は、税務課へご相談ください。

## 行政連絡バス・運行時間変更のお知らせ

12月1日(木)から平成29年3月15日(水)まで、冬期運行時間に変更いたします。

冬期運行は1日1便となりますので、ご注意ください。

**往路** 市浦総合支所(9:00発)→金木総合支所(10:00発)→五所川原本庁(10:30着)

**復路** 五所川原本庁(14:00発)→金木総合支所(14:30発)→市浦総合支所(15:30着)

\*天候により、予定時間が遅れる場合があります。

\*土曜・日曜日、祝日、12月29日(木)～平成29年1月3日(火)は運休します。